



平成 31 年 4 月 25 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

障害福祉サービスにおける療養介護医療費の自己負担額の算定誤り
について

平成 30 年 5 月から平成 31 年 2 月までの療養介護医療費において、3 名の方の自己負担額の算定に誤りがあることが判明しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

1 原因

療養介護医療費の自己負担額を算定する際に、課税・非課税の判定を保険証上の適用範囲である世帯で判定しなければいけないところ、本人及び配偶者のみで判定し、算定したものです。

2 発覚の経緯

医療機関から療養介護医療費のうち食事療養の公費負担額と自己負担額との差額についての請求があった際、再度、自己負担額の算定方法の確認を行ったことにより、算定誤りが判明したものです。

3 該当者数及び影響額

自己負担額を正しく算定した結果、該当者数及び影響額は次のとおりです。

- ・本人から医療機関への支払額 ※食事療養分
3 人分 計 440,200 円
- ・本人から市への支払額
3 人分 計 75,210 円
- ・本人支払額合計 3 人分 515,410 円

4 今後の対応

該当者 3 名には、今回の経緯を記載したお詫びの文書とともに、療養介護医療費の自己負担額を正しく算定した決定通知及び納付書をお渡しさせていただきます。

また、医療機関にも今回の経緯を説明し、療養介護医療費の自己負担額を正しく算定した情報提供を行い、対象者に請求を行っていただきます。

5 再発防止策

今回の算定誤りを厳正に受けとめ、今後、このような算定誤りが起きないように、療養介護医療費の自己負担額の算定時のダブルチェックなどの事務処理体制の強化と、事務処理要領や厚生労働省の通知文等の再度の確認による職員の専門知識の習熟に努め、再発防止に万全を期してまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部 福祉課 障害福祉係 小林・加藤

TEL:0533-89-2159

Eメール: fukushi@city.toyokawa.lg.jp